#### 新連載

#### 中小企業が企業型DCを 導入する必要性

企業型確定拠出年金は、従業員の福利厚生を目的とした公的年金にプ ラスして年金がもらえる制度。今回は、企業型DCの概要とメリット、 中小企業の導入の必要性について解説します。

> ウィズ・パートナー社会保険労務士事務所 社会保険労務士・ファイナンシャルプランナ・

> > 林

勲

#### ① 中小企業が企業型DCを導入する必要性

- ② 企業型DCと他の年金制度の比較
- ③ 企業型DCの制度内容とメリット・デメリット
- ⑤ 資産運用と投資教育

用・定着も期待できます

⑥ 導入パターン・成功事例と企業型DCの社会的意義



- ④ 導入プロセスと留意点

大手企業の 約8割が導入済

ため、

みである一方、

中小企業での導入

中小企業が導入したい 企業型確定拠出年金とは

Z でに他企業が代表となって設立済 Cは難しい 自社のみで運用する 業にこそ必要な制度といえます。 度の整備が進んでいない中小企 しかし、 総合型 企業型DCは、 かもしれませんが、 DCへ後から相乗 「単独型」 退職 D す 金

と従業員の双方にメリットがある

節税効果が非常に大きく、

る企業年金制度です。

福利厚生制度として導入でき

業型DC)

企業が従業員

の退 企

企業型確定拠出年金

(以下、

はほとんど進んでいません。

金

(老後資産 は、

の準

-備のため

# 2つの企業年金制度 「DB年金」と「DC年金

た D C 金があります。 (Defined Benefit) 年金と、 年に創設され急速に普及してき 企 古くから普及してきたD 業年金を2つに大別 (Defined Contribution) 年 2 す る 0 В

企業の追加掛金が発生するのに対 負うため、 DB年金は受取 されていて運用リスクを 運用実績によっては 額 が 固 定 企業 保保

とが可能です。 も運営コストを抑えて導入するこ する形式であれば、 小企

> 7 して、

いて受取額が従業員1人ひとり

DC年金は掛金が固定され

企業に運用リスクがありません。 の運用実績により変動するので

平成初期のバブル崩壊による長

ことで、 老後2000万円問題を解決する 社が掛金を負担しなくても、 実している企業として人材 待できるほか、 が向上し、 とで、2000万円級の退職金を て60歳まで投資信託で運用するこ 員が給与のなかから掛金を拠 型のDB年金制度とは異なり、 業型DCでは、中退共などの つくることができます。 また、 企業型DCを導入し、 後述する「選択制」 従業員のモチベーショ 会社の業績アップが期 福利厚生制度が充 従業員 従来 の採 治し 0) 会

はDB年金からDC年金にシフト

その反省から、

企業年金の主流

しています。

きな運用損失を計上し、企業は多 年に及ぶ株価下落でDB年金は大

の追加資金負担を被りました。

制度概要 企業型DCの

のとおりです。 企業型DCの制 一度概 要は、

年変更可能 毎月一定額の掛金を従業員 人口座に拠出する (掛金額 は 0 個 둎

も可能 掛金は、 2パターンがある 給与のなかから拠出する場合の が老後資産形成のために自分の 会社が拠出する場合と、 退職金の準備のために (組み合わ 従業員

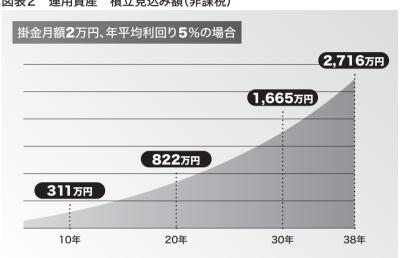
ある場合、 0円だが、 掛金の上限は、 が上限となる 月額2万7500円 他の企業年金制度が 月額5万500

従業員は各自で金融商品を選択 して積立資産を運用し、 受取額

企業型DC・iDeCo・新NISAの比較 図表1

	新NISA	iDeCo (個人型DC)	選択制 企業型DC
社会保険料の削減効果	なし	なし	あり
所得税・住民税の控除	なし	あり	あり
運用益の課税	非課税	非課税	非課税

#### 運用資産 積立見込み額(非課税) 図表2



選択制DC 中小企業にオススメの 60歳到達までは、 何度でも変更が可能 選択するが、 用する金融商品は制度開始時に 企業型DCは、 その後、 退職金を準備す 原則引出し不 いつでも

は運用実績により変動する。

運

0

ために始まったものですが、

用実績により変動します)。

今回オススメするのは、 DCです。 業での導入の大半を占める選択制 かでも税制優遇が大きく、 選択制DCは、従業員が任意で DCのな 中小企

60歳以降に1000万~2000 なります 万円級の退職金の受取りが可能と 資信託で長期間運用することで、 給与のなかから掛金を拠出し、 (受取額は、 掛金額や運 投

るDB年金の企業の運用リスク回

## 選択制企業型DCの メリット

# 制度上の税制優遇

(1)

### (積立時)

員全員に掛金を追加拠出した場 会保険料も減るほか、会社が従業 合、全額損金になります。 また、これに付随して会社の社

### 〈運用時

は、譲渡益に約20%課税)。 運用益は全額非課税です (通常

### (受取時)

象になります。 け取る場合、公的年金等控除の対 得控除が適用され、 時金で受け取る場合、退職所 年金方式で受

た企業年金制度です。 金を準備できる、非常に優遇され 時を通してほとんど非課税で退職 つまり、積立時、 運用時、 受取

### (2) 従業員のメリット

かるので手取り額は減りますが、 給与のなかから企業型DCに拠出 給与には税金・社会保険料がか

は全額、 険料の対象外となります。 従業員が給与から拠出する掛金 所得税・住民税・社会保

### (3)会社のメリット

ラシーが向上します。 資教育を受けることで、 金額は変動します。

また、自分で運用するために投

金融リテ

積立期間、

運用実績により、 なお、

受取

を形成できます。

掛金額·

きれば、図表2のとおり老後資産

平均的な5%の利回りで運用

もっとも有利です。

新NISAと比較して

とができます。 万円級の退職金制度を用意するこ 会社の掛金負担なしで2000

ります。 のエンゲージメント向上につなが 実し、人材の採用・定着、 これにより、福利厚生制度が充 従業員

退職金を有利に準備できます。 また、社長・役員も加入でき、

るので、 保険料が削減できます。これによ からないので、会社負担分の社会 DCの掛金には社会保険料がか 制度運営コストの一部を賄え 低コストで制度運営が可

FJ信託銀行)にて30年以上企業年金の法人セールスに従事。退職金制度・企業年金制度のプロフェッショナル はやし いさお ウィズ・パートナー社会保険労務士事務所代表。東京大学卒業後、三菱信託銀行 (現:三菱Ⅱ

に老後資金を準備できます。 料がかからないので、非常に有利 する掛金部分には税金・社会保険

図表しのとおり、

個人型DC